

令和5年度 第5回 猿払村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月25日 11時00分から11時30分

2 開催場所 猿払村役場2階 第5会議室

3 出席委員 (10人)

会長	10番	水野委員
委員	1番	羽鳥委員
	2番	白田委員
	3番	守谷委員
	4番	松谷委員
	5番	尾山委員
	6番	丹治委員
	7番	鳴海委員
	8番	安彦委員
	9番	工藤委員

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

第1 会期決定

第2 会議録署名委員の指名について

第3 事務報告

第4 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について

第6 その他

6 農業委員会事務局職員

事務局長 阿部局長

事務次長 末永次長

農地係 眞坂主事

7 会議の概要

- 水野会長 ただいまの出席委員数は10名です。定足数に達しておりますので令和5年度第5回総会を開会致します。
日程に入る前に、私から一言申し上げます。
本日は、初の全員参加ということで、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
この総会の後に、農地パトロールという中山間と合同で開催するイベントもございますので、挨拶の方は短縮して議題に入りたいと思います。

それでは議題に入りたいと思います。
日程第1、会期の決定について。会期は本日一日限りと致しますがこれに、ご異議ありませんか。
- 委員一同 (異議なしの声)
- 水野会長 異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りと致します。

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、会議規則第36条の規定により、3番守谷学君、4番松谷厚君を指名致します。

日程第3、事務報告。内容について事務局より報告します。
- 阿部局長 日程第3、事務報告。令和5年9月25日から令和5年10月24日までの報告となっております。
9月25日、令和5年度第4回猿払村農業委員会総会を役場第5会議室にて開催して、委員8名、事務局4名の出席で行われております。議題については農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、現況証明願についてを議題とし、すべて可決されております。
事務報告については以上です。
- 水野会長 事務報告について、ご質問等ございますでしょうか。

なければ議事に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。内容について事務局より説明します。
- 阿部局長 日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請につ

いてご審議願いたいと思います。令和5年10月25日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細につきまして説明いたします。農地につきまして所在地番は浅茅野台地3895-2、浅茅野台地3896-2になります。地目は現況・登記ともに畑。面積についてはそれぞれ19,209㎡、31,446㎡、合計50,655㎡となっております。貸主については浜頓別町〇〇〇、〇〇〇〇氏。借主については浜頓別町〇〇〇、〇〇〇〇。使用賃借で期限は許可日から10年間となっております。農地については附属資料をご覧ください。以上で説明を終わります。

水野会長 ただいまの件について質疑を賜ります。

末永次長 詳細な説明をしますと、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんの土地を使っており、次期の道営の事業にこの土地を乗せたいと要望があったのですが、道営にエントリーするためには使用賃借と言ってこの所有者の土地をこの人が使用しているということを農業委員会にかけていないといけません。今回はそのために委員会に議案として上げております。

水野会長 質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第4、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。内容について事務局より報告願います。

阿部局長 日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご審議願いたいと思います。令和5年10月25日提出。猿払村農業委員会会長水野正継。

詳細につきましては、貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇氏、2筆85,511㎡、賃貸借で年85,520円。

続きまして貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇、3筆181,260㎡、賃貸借で年125,280円。

続きまして貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇、2筆199,168㎡、賃貸借で年119,500円。

続きまして貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇、2筆136,662㎡、賃貸借で年60,020円。

最後に貸主〇〇〇〇、借主〇〇〇〇氏、20筆686,887㎡、賃貸借で年

490,940円。

農地につきましては、それぞれ附属資料をご確認いただきたいと思ます。以上で説明を終わります。

眞坂主事 私の方から少し補足をさせていただきます。こちらの事案に関しましては先月の農業委員会で所有者から公社を介して新しい使用者へ権利を移す旨説明し議案を上げており、その筆と内容は全く同じとなっております。前回委員会で所有者から公社へ所有権移転する議案が可決されておりますので、今回は公社から新しい使用者へ賃貸借をかける議案となっております。今後の流れとしましては、5年間の賃貸借を経たのち、5年後に公社から使用者へ所有権を移転する流れとなります。

水野会長 ここで、丹治委員につきましては農業委員会等に関する法律第三十一条、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」と規定がございますので、質疑及び議決の間ご退席いただきたいと思ます。

(丹治委員退席)

ただいまの件について質疑を賜ります。何かご質問等ございますか。

松谷委員 1点だけ質問よろしいでしょうか。
今回のように賃貸借や所有権の移転をかけるにあたり、面積等の制限は無いのでしょうか。

眞坂主事 出し手側としての面積の制限等はありませんが、受け手側の現在の所有農地の面積や労働力に対する審査等はございます。

松谷委員 では、いくら過大な面積であろうとも、受け手がいれば農業委員会や農地法上では特に問題ないと。

眞坂主事 そうですね。ただ、先ほど申し上げたとおり、公社を介す場合は受け手側の現在の労働力や所有している面積を考慮し、その農地を本当に受け手の人が運用していけるのか、という審査を公社で事前に行われた上で農業委員会に議案として上げておりますので、公社より事務局に本件が上がった時点で前述の精査は行われていることとなります。

水野会長 ほかにご質問ございますか。
質疑がなければ本案を可決することにご異議ございませんか。

委員一同 (異議なしの声)

水野会長 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを原案通り可決、決定いたします。

日程第6、その他。その他として何か事務局からございますか。

末永次長 ご案内を掛けておりました11月10日の地区別農業委員会にしまして、現在6名の出席で報告いただいております。水野会長、松谷委員、丹治委員、鳴海委員、羽鳥委員、守谷委員となっております。この件について、皆様自家用車で行かれるということによろしいでしょうか。

出席委員 (問題なし)

末永次長 では、そのように対応させていただきます。

水野会長 ほかにございませんか。
委員の皆様方から何かございますでしょうか。

無ければ、これで第5回の農業委員会総会を終了いたします。本日は、ご苦勞様でした。

引き続き、中山間事業の農地パトロールがございますので、皆様よろしくお願いいたします。

議長 水野正継

会議録署名委員

守谷 学

会議録署名委員

松谷 厚